

「令和3年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

2020年12月27日
埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県および関係者の食の安全確保に向けた施策と取り組みに敬意を表します。また、新型コロナウイルス感染症対策では、保健所を中心にご奮闘いただいていることに心より感謝申し上げます。

公表されました「令和3年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」について、食の安全に関する取り組みをさらに前進させる立場から、埼玉県消費者団体連絡会として意見を表明します。

1. 本年6月に、八潮市の学校給食において、水に戻した乾燥海藻サラダによる食中毒事故が発生し、11月まで給食が停止する事態となりました。改善策として、前日調理は行わない、加熱調理の徹底、大量調理施設衛生管理マニュアルによる衛生管理、調理終了から2時間以内の喫食が打ち出されましたが、再発防止に向けた監視を進めるとともに、八潮市以外の給食作業においても徹底されることを要望します。
あわせて、コロナ禍によるフードデリバリーの利用拡大をふまえ、食中毒防止のための家庭内管理について、消費者への注意喚起を強めてください。
2. 本県では、昨年CSF（豚コレラ）が広がり、県庁あげて緊急対策が実施されました。本年は、鳥インフルエンザが猛威を振るい、北上しつつありますが、鶏舎の破損防止、出入りの車の消毒、長靴の交換、枝の払い落としなど基本の徹底が不十分であったこと、行政からの注意喚起が遅れたとの指摘もあります。発生した場合の封じ込めも含めて、警戒を強めてください。
3. 保健所は、HACCPの推進など計画（案）に示された多岐にわたる監視指導に加えて、CSF・鳥インフルエンザ・コロナと感染症対策と、通常業務量を大幅に超える過酷な業務となっていることが危惧されます。食品衛生監視指導を計画通り進めるうえでも、保健所機能が発揮できる体制確保が急務です。今後を見据えた感染症への即応体制の確保、また保健所機能に見合う専門知識を持った職員の確保と育成をお願いします。

以上